

ドローンの所有者等の把握のための制度

- 機体の墜落や所在不明等の事案が発生しているところ、墜落等により所有者等から機体が分離した場合、我が国においては所有者情報と機体情報を登録し、機体に個別の番号を付与させる制度がないため、その飛行が不適切な事案であったとしても機体の所有者等を特定することができない。
- また、今後より一層の利活用の拡大に伴い、安全上必要な措置を所有者等に講じさせる必要が生じた場合にも、無人航空機の機体情報と所有者等を把握する手段がないため、適切な対策をとることができない。

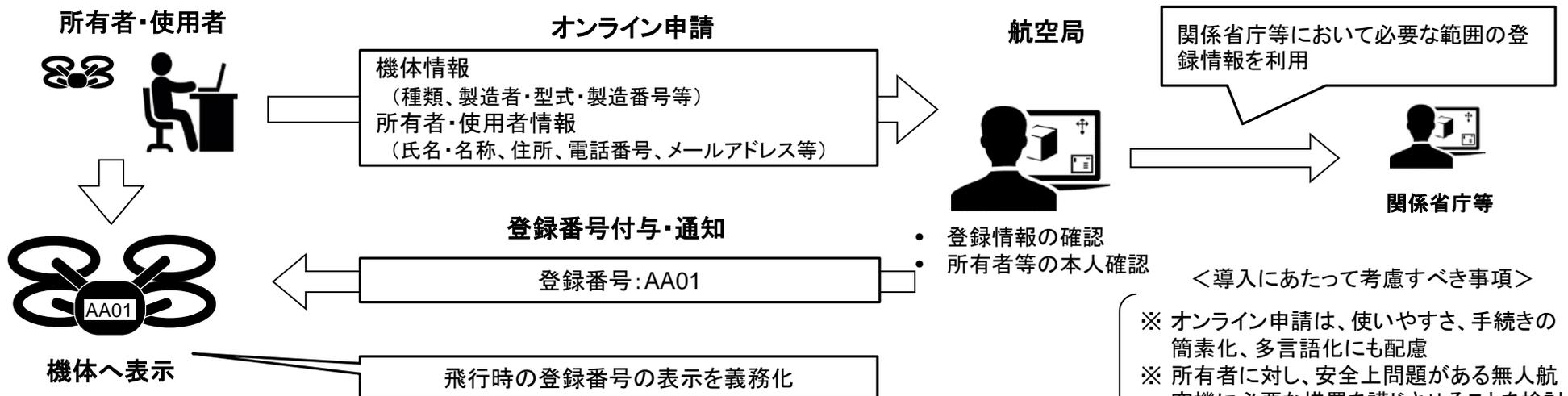
	平成28年度	平成30年度
航空局に報告のあった事故等	55件	79件
航空法違反で検挙された事案	36件	82件



安全を損なう飛行や不適切な飛行事案があった場合に適切に対処するためには、無人航空機の所有者等を把握するための制度の速やかな創設が必要

制度のイメージ

- 機体墜落時等の所有者の把握、安全上の措置を所有者等に講じさせる等の必要性に鑑み、**早期に登録制度を創設**



※ 機体に直接記載又は貼付(技術開発の状況を踏まえリモートIDによる表示を規定)

＜導入にあたって考慮すべき事項＞

- ※ オンライン申請は、使いやすさ、手続きの簡素化、多言語化にも配慮
- ※ 所有者に対し、安全上問題がある無人航空機に必要な措置を講じさせることを検討
- ※ 十分な周知期間の確保

ドローン飛行禁止法の対象施設の拡大

- 小型無人機等飛行禁止法においては、国の重要施設上空におけるドローンの飛行を禁止し、警察官等による飛行の妨害・機器の破損等の措置を規定。

飛行禁止の対象施設

- ① 国の重要な施設等（総理官邸等）
- ② 外国公館等
- ③ 原子力事業所

← 前通常国会の法改正で追加。

- ④ 防衛関係施設（自衛隊及び米軍）
 - ⑤ ラグビーW杯大会及び東京オリパラ大会
関係施設
 - ⑥ 関係者の輸送に際し使用される主要
国際空港
- 大会期間中の時限措置



- 空港を、恒久的な対象施設とする。
 - ・国内外における不法侵入事案の発生
 - ・空港機能停止による社会的・経済的影響回避

違反に対する警察官等による命令・措置

飛行禁止場所



レッド・ゾーン：直罰

イエロー・ゾーン：警察官等の命令に違反（命令前置）



迎撃ドローン



ジャミング装置



ジャミングガン

➕ その他の重要インフラ（ダム、コンビナート等）については引き続き検討